

# Jimu Net

## R6.12 (2)

### 1.【続報】給料が上がる(かも!)

我々の給与が上がるとき、こんな感じの手順を踏んでいます。



- STEP①：人事委員会より勧告がなされる
- STEP②：埼玉県議会に給与を上げる議案が提出される
- STEP③：埼玉県議会にて議案が議決される ← イマココ

あとは本日(20日)の県議会で議決されれば給与が上がるというところまでできました。

今年度当初まで遡って給与が上がれば、「差額」が支給されることとなります。



### 2. 年末調整の結果について

今月は年末調整の明細書を同封しています。

本年の所得税について記載されています。

年末調整											
職員番号	氏名	ひとり/寡婦	障害者	勤労学生	控除対象配偶者	控除対象扶養親族		16歳未満扶養親族	障害者(本人除く)		非居住者である親族
					一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他
					( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
①本年納める所得税額	配	配偶者合計所得	社会保障料控除計	生命保険控除計	地震保険料控除計	基礎控除	所得金額調整控除	住宅借入金等控除計	(特別)控除対象配偶者	氏名	区分
②11月までに納めた所得税額	配	既納税額	調整税額	口座振込額	現金支給額	控除対象扶養親族	16歳未満の扶養親族				
①と②の差											

- ◆「①と②の差」がマイナスのとき
  - 所得税を多く払いすぎたので、その額が12月給与日に還付されます
- ◆「①と②の差」がマイナスではないとき
  - 所得税の支払いが不足していたので、その額が12月給与から追徴されます